船員保険被扶養者（異動）届

【手続概要】

この届出は、新たに船員保険の被保険者となった者に被扶養者がいる場合や被扶養者の追加（該当）、削除（非該当）、氏名変更等があった場合、当該事実が発生したときから遅滞なく、被保険者が船舶所有者を経由して行うものです。

【被扶養者の範囲】

１．被保険者と同居している必要がない者

（１）配偶者
（２）子、孫および兄弟姉妹
（３）父母、祖父母等の直系尊属

２．被保険者と同居していることが必要な者

（１）上記１．以外の３親等内の親族（伯叔父母、甥姪とその配偶者等）
（２）内縁関係の配偶者の父母および子（当該配偶者の死後、引き続き同居する場合を含む）

３．１．または２．の要件を満たす者で、日本国内に住所を有している者
（※１、※２、※３）

※１　令和２年４月１日より被扶養者の認定基準に「国内に居住していること」が新たに追加されました。
※２　※１に該当する者のうち、日本国籍を有しておらず「特定活動（医療目的）」「特定活動（長期観光）」で滞在する方については被扶養者の対象とはなりません。
※３　日本国内に住所を有していない方でも特例的に被扶養者に認定される場合があります。（「外国において留学をする学生」や「外国に赴任する被保険者に同行する者」等）

【扶養認定に必要な添付書類】

１．と２．は全員、添付が必要です。
３．と４．は該当する場合のみ、添付が必要です。

１．続柄確認のための書類

○　次のいずれかを添付してください。

（１）被扶養者の戸籍謄本または戸籍抄本（被保険者との続柄がわかるもの）
（２）住民票の写し（コピー不可、個人番号の記載のないもの）※

※被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限ります。

ただし、次の①②のいずれにも該当するときは、上記（１）（２）の添付書類は不要です。

① 被保険者と扶養認定を受ける方、双方のマイナンバーが届書に記載されていること。
② 上記添付書類（１）（２）により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認し、船舶所有者が届書の㋖備考欄の「続柄確認済み」の□に✔を付していること。※

※船舶所有者が確認した旨を記載していない場合でも、被保険者と配偶者の婚姻関係、または被保険者と 20 歳以下の子との親子関係（子の出生を契機とする届出の場合を除く。）を明らかにする場合で、被保険者と扶養認定を受ける方に日本の戸籍がある場合は添付書類（１）（２）を不要とすることができます。

２．収入要件確認のための書類

〇　収入要件は、原則、年間収入※が１３０万円未満（６０歳以上である場合または障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する者である場合は、年間収入が１８０万円未満。１９歳以上２３歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く。）は、年間収入が１５０万円未満。）かつ次の要件を満たす必要があります。

（１）同居の場合：収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満（※）
（２）別居の場合：収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満
（※）収入が扶養者（被保険者）の収入の半分以上の場合であっても、扶養者（被保険者）の年間収入を上回らないときで、日本年金機構がその世帯の生計の状況を総合的に勘案して、扶養者（被保険者）がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認めるときは被扶養者となることがあります。

〇　また、被扶養者の年間収入が増えて、収入要件を満たさなくなった場合には、被扶養者から外れることになります。その際には、「被扶養者（異動）届(削除)」の手続きが必要となります。

※年間収入とは、過去における収入のことではなく、扶養に該当する時点および、認定された日以降の年間の見込みの収入額のことをいいます。
また、被扶養者の年間収入には、雇用保険の失業等給付、公的年金、船員保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。(給与所得等の収入がある場合、月額 108,333 円以下。雇用保険等の受給者の場合、日額 3,611 円以下であること。)
雇用保険の待機期間中でも、収入要件を満たしている場合は被扶養者として認定することが可能です。ただし、基本手当（3,612 円以上）の支給が始まった場合は、「被扶養者（異動）届（削除)」の届出が必要となります。

（１）所得税法の規定による控除対象配偶者または扶養親族となっている者
船舶所有者の証明（㋙欄の確認〇印）があれば添付書類は不要です。
（注）配偶者に関して、被保険者の税法上の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、所得税法の規定による控除対象配偶者とはならないので、収入確認の証明書類が必要となります。

（２）（１）以外の者
①退職したことにより収入要件を満たす場合
「退職証明書」または「雇用保険被保険者離職票のコピー」

②雇用保険失業給付受給中の場合または雇用保険失業給付の受給終了により収入要件を満たす場合
「雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知のコピー」
③年金受給中の場合
現在の年金受給額がわかる「年金額の改定通知書等のコピー」
④自営（農業等含む）による収入、不動産収入等がある場合
「直近の確定申告書のコピー」
⑤上記②～④以外に収入がある場合
上記「②～④に応じた書類」および「課税（非課税）証明書」
⑥上記①～⑤以外
「課税（非課税）証明書」

（３）（１）および（２）の方に共通する事項
障害年金、遺族年金、傷病手当金、出産手当金、失業給付等の非課税対象となる収入がある場合は、別途、「受取金額のわかる通知書等のコピー」が必要となります。

（４）給与収入のみで労働契約内容によって被扶養者の認定を受ける場合
下記の２点を添付してください。
① 労働契約内容がわかる書類（労働条件通知書、雇用契約書または労働条件が記載されている事業主証明（任意様式））
② 「給与収入のみである」旨の申立ておよび扶養認定を受ける方の氏名が記載されている申立書※
※被扶養者（異動）届または①に「給与収入のみである」旨の申立ておよび扶養認定を受ける方の氏名が記載されている場合は申立書の添付は不要です。

※16 歳未満は、上記の添付書類は不要です。

３．仕送りの事実と仕送り額の確認のための書類

○　被保険者と別居している被扶養者が対象となります。
送金者名、受取人名およびその金額が確認できる書類の添付が必要です。
（１）振込の場合：「預金通帳等の写し（通帳の名義および振込日と金額の頁）」
（２）送金の場合：「現金書留の控え（写し）」

○ １６歳未満または１６歳以上の学生は、上記の添付書類は不要です。

４．内縁関係を確認するための書類

（１）「内縁関係にある両人の戸籍謄（抄）本」
（２）「被保険者の世帯全員の住民票の写し（コピー不可、個人番号の記載がないもの）」等

【留意事項】

１．住民票や戸籍謄（抄）本は、提出日から９０日以内のものを提出してください。
届書等に添付する住民票の写し（コピー不可）（記載事項証明書を含む）については、原則、個人番号の記載のないものの提出をお願いします。

２．被扶養者になった日が年金事務所の受付日より６０日以上遡及する場合は、事実を確認できる書類を添付してください。
ただし、次のいずれにも該当するときは、上記の添付書類は不要です。

（１）出生、婚姻又は養子縁組（子が 20 歳以下の場合のみ）を契機とする届出であること。
（２）被保険者と扶養認定を受ける方に日本の戸籍があること。
（３）被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーを記載していること。

３．被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の写し（コピー不可、個人番号の記載がないもの）の提出を求めることがあります。

４．被保険者と扶養認定を受ける方が別居で、仕送り額が一定の場合は、㋖備考欄に被保険者からの１回あたりの仕送り額と１年間の仕送り回数を記入してください。また、仕送り額が一定でない場合は、㋖備考欄に仕送り回数、各回の仕送り予定額、１年間の仕送り予定額および被保険者の氏名を記入してください。ただし、１６歳未満または１６歳以上の学生は除きます。

５．外国人の配偶者を被扶養者（国民年金第３号被保険者）とする場合や外国人の被扶養配偶者（国民年金第３号被保険者）の氏名が変更となった際、当該被扶養配偶者の個人番号と基礎年金番号が結びついていない方、番号制度の対象外である方の場合は、この届書と一緒に「国民年金第３号被保険者ローマ字氏名届」をご提出ください。なお、「国民年金第３号被保険者ローマ字氏名届」は、国民年金第３号被保険者関係届（資格取得・氏名変更）を電子申請により手続きされる場合に限り、国民年金第３号被保険者関係届（資格取得・氏名変更）の電子添付書類として画像ファイル（ＰＤＦ形式、ＪＰＥＧ形式）による提出ができます。

６．日本国内に住所を有しない被扶養者を認定する場合、被扶養者（異動）届に以下の書類の添付が必要です。
（１）被扶養者現況申立書
扶養認定を受ける方の現況について、記載いただくための申立書です。
（２）身分関係、生計維持関係等の確認書類
① 身分関係の確認
ア　被扶養者が在住する国の公的機関が発行する続柄確認ができる公的な証明書
イ　被扶養者が直系尊属、配偶者、子、孫および兄弟姉妹以外の三親等内の親族である場合は、被扶養者が在住する国の公的機関が発行する被保険者と同居していることが確認できる公的な証明書
② 被扶養者の収入の確認
被扶養者に収入がある場合、被扶養者が在住する国の公的機関または勤務先から発行された収入証明
③ 被保険者の仕送り額等の確認
金融機関発行の振込依頼書または振込先の通帳の写し
（３） 海外特例要件に該当している事実が確認できる書類
① 外国において留学をする学生
⇒ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
※ 学生証の写しにクレジットカード番号が掲載されている場合、ご不安であればクレジットカード番号をマスキング（黒塗り等）してください。
② 外国に赴任する第２号被保険者に同行する者
⇒ビザ、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書の写し
③ 観光、保養またはボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

⇒ビザ、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④ 第２号被保険者が外国に赴任している間に当該第２号被保険者との身分関係が生じた者であって、②に掲げる者と同等と認められるもの
⇒出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤ ①から④までに掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者
⇒個別に判断

※上記の書類が外国語で記載されているときは、日本語の翻訳文を添付してください。

７．給与収入のみで労働契約内容によって被扶養者の認定を受ける場合

（１）以下の３点のいずれかに該当する場合は年間収入の判定ができないため、労働契約内容による認定はできません。

①被扶養者（異動）届の「被扶養者になった日」から起算して労働契約内容が分かる書類上の契約期間が１年未満
②シフト制であり、労働時間が日によって異なる
③手当の金額に幅があり、年間収入の計算ができない

（２）給与収入のみである旨の申立ておよび扶養認定を受ける方の氏名は扶養認定を受ける本人に記載していただく必要があります。（扶養認定を受ける方が複数人の場合は全員分の記載が必要です。）

【提出先】

船舶所有者の所在地を管轄する船員保険を取り扱う年金事務所

【提出方法】

電子申請、郵送、窓口持参